

国の制度 (区役所の介護医療係)	介護保険住宅改修費 利用済み額がある場合や介護保険対象 工事が無い場合、その分が 自己負担 と なる	20万円 所得により負担率が違う (1割・2割・3割)
神戸市の制度 (一財)神戸在宅医療・ 介護推進財団	神戸市住宅改修助成制度 ＜一世帯に一度限り＞ 介護保険分20万円を超える金額分が 助成対象となる	80万円迄 所得税課税額で助成率が異なる (3/3・9/10・2/3・1/2・1/3)
2つの制度を併用	合 計	100万円迄

＜改修箇所＞	限度額100万円まで 介護保険の20万円含む	限度額を超える工事費用は 自己負担 です 限度額以内に助成率が掛かりま す
浴室・洗面所		
便 所		
玄 関		
廊下・階段		
居 室		
台 所		

神戸市の助成金の計算式				
世帯区分(生計中心者の課税状況)	助成率	介護保険の20万円は差引く	助成率	予定助成額
生活保護	3/3	(-200,000)	× 3/3 =	
所得税非課税・市民税非課税	9/10	(-200,000)	× 9/10 =	
所得税非課税で市民税均等割課税	9/10	(-200,000)	× 9/10 =	
所得税非課税で市民税所得割課税	2/3	(-200,000)	× 2/3 =	
所得税課税7万円以下	1/2	(-200,000)	× 1/2 =	
所得税課税7万円以上	1/3	(-200,000)	× 1/3 =	

＜＜要注意＞＞助成金が支払われない場合

右記のような場合は助成金の支払い が保留となったり、一部または全部 が助成されない場合があります	①神戸市住宅改修助成事業決定通知書が下りる前に施工した場合 ②入院、入所などで在宅できない場合(早急に下記へ連絡の事) ③申請受付日から1年以内に完了してください
--	---

注意!!
申請者が助成金相当額を含めた工事代金を施工業者に支払い、後に清算をめぐりトラブルが生じたり、工事の
出来具合や保証についてのトラブルが生じた場合も神戸市は一切関与しませんので必ず施工業者と確認してく
ださい。

(一財)神戸在宅医療・介護推進財団
福祉事業係 直通TEL: 078-743-8323